

第35号議案

警察に関する手数料条例の一部を改正する条例

警察に関する手数料条例（平成12年島根県条例第39号）の一部を次のように改正する。

第6条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 別表第1の41の項の運転免許証の再交付の手数料及び同表の47の4の項の運転経歴証明書の再交付の手数料は、著しく激甚な災害（公安委員会が指定するものに限る。）により被害を受け、公安委員会が手数料を免除することが適当であると認める者については、これを免除することができる。

別表第1の38の項から41の項までを次のように改める。

38 道路交通法（以下この項において「法」という。）第89条第1項の規定に基づく運転免許試験を受けようとする者	1 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る試験		
	(1) 法第97条の2第1項第1号又は第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1件につき	1,600円
	(2) 法第97条の2第1項第3号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1件につき	1,900円
	(3) 法第97条の2第1項の規定の適用を受	1件につき	4,600円 (法第97条第1項第2

	けない場合	号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、7,700円)
2	普通自動車免許に係る試験	
	(1) 法第97条の2第1項第1号又は第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1件につき 1,800円
	(2) 法第97条の2第1項第3号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1件につき 1,900円
	(3) 法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	1件につき 2,200円 (法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、3,050円)
3	特定第1種運転免許 (大型特殊自動車免許、大型自動2輪車免許、普通自動2輪車免許)	

	<p>許又は牽引免許をいう。以下同じ。)又は大型特殊自動車第2種免許若しくは牽引第2種免許に係る試験</p> <p>(1) 法第97条の2第1項第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合</p> <p>(2) 法第97条の2第1項第3号に該当して同項の規定の適用を受ける場合</p> <p>(3) 法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合</p> <p>4 小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る試験</p> <p>(1) 法第97条の2第1項の規定の適用を受ける場合</p> <p>(2) 法第97条の2第1</p>	<p>1件につき 1,750円</p> <p>1件につき 1,900円</p> <p>1件につき 3,050円 (法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、4,600円)</p> <p>1件につき 1,900円</p> <p>1件につき 1,500円</p>
--	---	---

	<p>項の規定の適用を受 けない場合</p>	
5	<p>大型自動車第2種免 許、中型自動車第2種 免許又は普通自動車第 2種免許に係る試験</p>	
(1)	<p>法第97条の2第1 項第2号に該当して 同項の規定の適用を 受ける場合</p>	<p>1件につき 1,750円</p>
(2)	<p>法第97条の2第1 項第3号に該当して 同項の規定の適用を 受ける場合</p>	<p>1件につき 1,900円</p>
(3)	<p>法第97条の2第1 項の規定の適用を受 けない場合</p>	<p>1件につき 4,600円 (法第97条第1項第2 号に掲げる事項につい て行う試験を公安委員 会が提供する自動車 を使用して受ける場合 にあっては、7,650円)</p>
6	<p>仮運転免許に係る試 験</p>	
(1)	<p>法第97条の2第1 項第2号に該当して 同項の規定の適用を 受ける場合</p>	<p>1件につき 1,700円</p>

	(2) 法第97条の2第1項第4号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1件につき 1,550円
	(3) 法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	1件につき 3,000円 (法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、4,550円)
38の2 道路交通法第89条第2項の規定に基づく検査を受けようとする者	1 大型自動車仮運転免許又は中型自動車仮運転免許を受けている者に対する検査	1件につき 3,850円 (公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、6,950円)
	2 普通自動車仮運転免許を受けている者に対する検査	1件につき 4,050円 (公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、4,900円)
39 道路交通法第91条の規定により運転することができる自動車及び原動機付自転車の種類を限定された者で、その限定の		1件につき 1,550円 (公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、3,100円)

全部又は一部の解除を受けるための審査を受けようとするもの		
40 道路交通法第92条第1項の規定に基づく運転免許証の交付を受けようとする者	1 第1種運転免許又は第2種運転免許に係る免許証	1件につき 2,050円 (道路交通法第92条第1項後段の規定により、1の種類免許に係る免許証に他の種類の免許に係る事項を記載してその種類の免許に係る免許証の交付に代える場合にあつては、2,050円に、当該他の種類の免許に係る事項を記載するごとに200円を加えた額)
	2 仮運転免許に係る免許証	1件につき 1,100円
41 道路交通法第94条第2項の規定に基づく運転免許証の再交付を受けようとする者	1 第1種運転免許又は第2種運転免許に係る免許証	1件につき 3,600円
	2 仮運転免許に係る免許証	1件につき 1,100円

別表第1の43の項を次のように改める。

43 技能検定員審査を	1 大型自動車免許又は	1件につき 23,500円
-------------	-------------	---------------

受けようとする者	中型自動車免許に係る技能検定員審査		
	2 普通自動車免許に係る技能検定員審査	1 件につき	19,650円
	3 特定第1種運転免許に係る技能検定員審査	1 件につき	14,500円
	4 大型自動車第2種免許、中型自動車第2種免許又は普通自動車第2種免許に係る技能検定員審査で、これらの免許に対応する第1種運転免許に係る技能検定員資格者証の交付を受けている者に対するもの（以下「大型自動車第2種免許等に係る技能検定員審査」という。）	1 件につき	21,850円

別表第1の45の項から47の2の項までを次のように改める。

45 教習指導員審査を受けようとする者	1 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	1 件につき	15,000円
	2 普通自動車免許に係る教習指導員審査	1 件につき	11,800円
	3 特定第1種運転免許	1 件につき	9,450円

	<p>に係る教習指導員審査</p> <p>4 大型自動車第2種免許、中型自動車第2種免許又は普通自動車第2種免許に係る教習指導員審査で、これらの免許に対応する第1種運転免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者に対するもの（以下「大型自動車第2種免許等に係る教習指導員審査」という。）</p>	<p>1件につき 12,850円</p>
<p>46 道路交通法第100条の2第1項の規定に基づく再試験を受けようとする者</p>	<p>1 普通自動車免許に係る再試験</p> <p>2 大型自動2輪車免許又は普通自動2輪車免許に係る再試験</p>	<p>1件につき 1,950円 （道路交通法第100条の2第2項に規定する普通自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、2,800円）</p> <p>1件につき 1,700円 （道路交通法第100条の2第2項に規定する大型自動2輪車又は普</p>



		通自動 2 輪車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、3,250円)
	3 原動機付自転車免許に係る再試験	1 件につき 1,000円
47 道路交通法（以下この項において「法」という。）第101条第1項又は法第101条の2第1項の規定に基づく運転免許証（以下この項において「免許証」という。）の更新を受けようとする者	1 免許証の更新（法第101条の2の2第1項の規定により免許証の更新の申請をする場合を除く。）	1 件につき 2,500円
	2 免許証の更新（法第101条の2の2第1項の規定により免許証の更新の申請をする場合）	1 件につき 2,500円
47の2 道路交通法第101条の2の2第1項の規定に基づく更新申請の経由を受けようとする者		1 件につき 550円

別表第1の47の3の項の次に次のように加える。

47の4 道路交通法第		1 件につき 1,000円
-------------	--	---------------

104条の4第7項の規定に基づく運転経歴証明書の再交付を受けようとする者		
--------------------------------------	--	--

別表第1の48の項及び49の項を次のように改める。

48 道路交通法第107条の7第1項の規定に基づく国外運転免許証の交付を受けようとする者		1件につき 2,400円
49 道路交通法(以下この項において「法」という。)第108条の2第1項各号に掲げる講習を受けようとする者	1 法第108条の2第1項第1号に掲げる講習	講習1時間につき 700円
	2 法第108条の2第1項第2号に掲げる講習	講習1時間につき 2,450円
	3 法第108条の2第1項第3号に掲げる講習	講習1時間につき 2,200円
	4 法第108条の2第1項第4号に掲げる講習 (1) 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る講習	講習1時間につき 4,700円
	(2) 普通自動車免許に係る講習	講習1時間につき 2,450円
5 法第108条の2第1項第5号に掲げる講習 (1) 大型自動2輪車免	講習1時間につき	

	許に係る講習	4,150円
	(2) 普通自動2輪車免許に係る講習	講習1時間につき 4,050円
6	法第108条の2第1項第6号に掲げる講習	講習1時間につき 1,400円
7	法第108条の2第1項第7号に掲げる講習	講習1時間につき 3,150円
8	法第108条の2第1項第8号に掲げる講習	講習1時間につき 1,250円
9	法第108条の2第1項第9号に掲げる講習	講習1時間につき 650円
10	法第108条の2第1項第10号に掲げる講習	
	(1) 普通自動車免許に係る講習	講習1時間につき 2,100円
	(2) 大型自動2輪車免許に係る講習	講習1時間につき 2,750円
	(3) 普通自動2輪車免許に係る講習	講習1時間につき 2,600円
	(4) 原動機付自転車免許に係る講習	講習1時間につき 2,450円
11	法第108条の2第1項第11号に掲げる講習	
	(1) 法第92条の2第1項の表備考1の2に規定する優良運転者に対する講習	1講習につき 600円

	<p>(2) 法第92条の2第1項の表備考1の3に規定する一般運転者に対する講習</p>	<p>1講習につき 950円</p>
	<p>(3) 法第92条の2第1項の表備考1の4に規定する違反運転者等に対する講習</p>	<p>1講習につき 1,500円  (運転免許に係る講習に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第4号)で定める道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第33条の7第2項の基準に該当しない者に対する講習にあつては、950円)</p>
<p>12</p>	<p>法第108条の2第1項第12号に掲げる講習</p>	
	<p>(1) 小型特殊自動車免許以外の第1種運転免許又は第2種運転免許を受けている者に対する講習</p>	<p>1講習につき 5,800円  (当該講習が法第97条の2第1項第3号イ又は第101条の4第2項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものである場合にあっては、5,350円)</p>
	<p>(2) 小型特殊自動車免許のみを受けている</p>	<p>1講習につき 2,350円</p>

	者に対する講習 13 法第108条の2第1 項第13号に掲げる講習	1 講習につき 13,350円 (当該講習が道路交通 法施行規則(昭和35年 総理府令第60号)第38 条第13項第2号の表第 1号に掲げる講習方法 に係るものである場合 にあっては、9,200 円)
--	---	--

別表第2を次のように改める。

別表第2(第2条関係)

審査細目	区 分	技能検定員審査の手数 料の額から減ずる額
1 技能検定員として 必要な自動車の運転 技能	大型自動車免許又は中型 自動車免許に係る技能検 定員審査	4,150円
	普通自動車免許に係る技 能検定員審査	3,750円
	特定第1種運転免許に係 る技能検定員審査	1,300円
	大型自動車第2種免許等 に係る技能検定員審査	4,450円
2 自動車の運転技能 に関する観察及び採 点の技能	大型自動車免許又は中型 自動車免許に係る技能検 定員審査	7,000円

	普通自動車免許に係る技能検定員審査	6,400円
	特定第1種運転免許に係る技能検定員審査	2,200円
	大型自動車第2種免許等に係る技能検定員審査	7,800円
3 道路交通法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査	2,100円
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	1,850円
	特定第1種運転免許に係る技能検定員審査	2,100円
4 自動車教習所に関する法令についての知識	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査	2,100円
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	1,850円
	特定第1種運転免許に係る技能検定員審査	2,100円
5 技能検定の実施に関する知識	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査	2,250円
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	2,000円
	特定第1種運転免許に係る技能検定員審査	2,250円



る技能検定員審査については1,050円を、大型自動車第2種免許等に係る技能検定員審査については3,050円を減ずるものとする。

- 2 技能検定員審査を受けようとする者が3の項及び4の項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、3の項及び4の項の右欄に定めるところによるほか、別表第1の43の項の右欄に定める額から更に大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査については350円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については200円を、特定第1種運転免許に係る技能検定員審査については350円を減ずるものとする。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第2条関係）

審査細目	区分	教習指導員審査の手数料の額から減ずる額
1 教習指導員として必要な自動車の運転技能	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	4,150円
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	3,750円
	特定第1種運転免許に係る教習指導員審査	1,300円
	大型自動車第2種免許等に係る教習指導員審査	4,450円
2 技能教習に必要な教習の技能	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	1,450円
	普通自動車免許に係る教	1,400円



	習指導員審査	
	特定第1種運転免許に係る教習指導員審査	1,500円
	大型自動車第2種免許等に係る教習指導員審査	1,900円
3 学科教習に必要な教習の技能	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	1,350円
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	1,300円
	特定第1種運転免許に係る教習指導員審査	1,150円
4 道路交通法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	1,450円
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	1,200円
	特定第1種運転免許に係る教習指導員審査	1,250円
5 自動車教習所に関する法令についての知識	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	1,450円
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	1,200円
	特定第1種運転免許に係る教習指導員審査	1,250円
6 教習指導員として	大型自動車免許又は中型	1,350円

必要な教育についての知識	自動車免許に係る教習指導員審査	
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	1,150円
	特定第1種運転免許に係る教習指導員審査	1,150円
7 道路運送法第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識	大型自動車第2種免許等に係る教習指導員審査	2,700円
備考		
<p>1 教習指導員審査を受けようとする者が1の項及び2の項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、1の項及び2の項の右欄に定めるところによるほか、別表第1の45の項の右欄に定める額から更に大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査については3,000円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については950円を、特定第1種運転免許に係る教習指導員審査については1,050円を、大型自動車第2種免許等に係る教習指導員審査については3,050円を減ずるものとする。</p> <p>2 教習指導員審査を受けようとする者が4の項及び5の項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、4の項及び5の項の右欄に定めるところによるほか、別表</p>		

第1の45の項の右欄に定める額から更に大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査については100円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については100円を、特定第1種運転免許に係る教習指導員審査については50円を減ずるものとする。

#### 附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行し、この条例による改正後の警察に関する手数料条例第6条第2項の規定は、平成23年3月11日から適用する。